

令和4年7月1日

事業者殿

公益社団法人 大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部

クレーン取扱い業務に係る特別教育（学科）開催について

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）、安全衛生規則第36条15号、クレーン等安全規則第21条により事業者は、次に掲げるクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行わなければならないとされています。

- イ. つり上げ荷重が5トン未満のクレーン
- ロ. つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

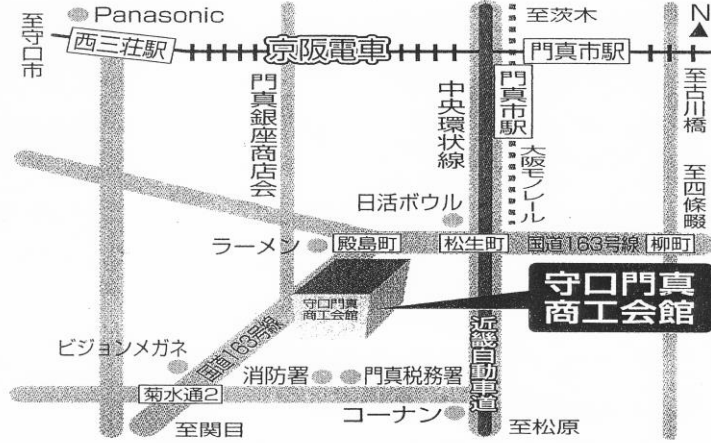
上記特別教育を事業者に代わって三協会共催で下記により実施いたしますので、該当者は受講されますようご案内します。

記

1. 日 時 令和4年 9月 7日(水) 13時30分～16時40分
9月 8日(木) 9時00分～16時10分
2. 場 所 守口門真商工会館 2階 案内図参照
門真市殿島町6-4 (京阪電鉄・門真市駅下車 徒歩約8分)
3. 教育内容 (1) クレーンに関する知識
(2) 原動機及び電気に関する知識
(3) クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
(4) 関係法令
(クレーンの運転) (クレーンの運転のための合図)
4. 受講料 会 員 一人 8,525円 (テキスト代含む)
非会員 一人 9,625円 (テキスト代含む)
5. 定 員 30名 (定員に達し次第締切ります)
* 欠席されても受講料は返戻致しません。
6. 申込方法 別紙申込書(裏面)に記入の上、受講料をそえて8月31日(水)までに下記協会へお申込下さい。
郵送の場合は、申込書同封のうえ現金書留にてお願いします。
振込の場合：りそな銀行 枚方支店 普通6114466
公益社団法人 大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部
TEL 072-846-2173 fax 072-846-5414
7. 修了証明 全講義受講者に会社宛(学科)修了証明書を交付いたします。
☆実技教育は、各事業場で4時間以上実施して下さい。
8. その他 車での来場はご遠慮下さい。

会場案内図

会場：守口門真商工会館
 門真市殿島町6-4
 TEL 06-6909-3302
 (協会連絡先 090-7484-2305)



電車/京阪電車・大阪モノレール「門真市駅」下車、徒歩約8分
 自動車/近畿自動車道 茨木方面から「門真」出口 北約1.5km
 松原方面から「大東鶴見」出口北約3km
 中央環状線・国道163号線「松生町」交差点 南西約200m

令和4年 月 日

北大阪労働基準協会支部

クレーン取扱い業務に係る特別教育(学科)申込書

郵便番号 _____

住 所 _____

事業場 _____

担当者 _____

T e l _____

F a x _____

*受講番号	氏 名	生年月日

*印欄は記入しないで下さい。